

別紙

要求仕様書

1. 公募名

「微量塩素分析装置の調達」について

2. 概要

本仕様書は、微量塩素分析装置の調達について、その仕様を定めたものである。本装置を導入することにより、装置腐食の原因となる塩素除去技術の開発に必要な原料油中の微量塩素濃度のデータを得ることが可能となる。

3. 仕様

3.1 対象試料

以下の試料を前処理なく直接測定できるものとする。

- ①原油、石油製品、プロセス試料油、低炭素原料
(プラスチック分解、動植物由来油等)
- ②①の低粘度液体、高粘度液体、固体油
- ③含塩素水系試料

3.2 定量(検出)範囲

1ppm~1,000ppm

3.3 測定方式

- ①蛍光X線(波長分散方式)
- ②下面照射
- ③大気下測定(試料部)

3.4 用役

単相交流 100V 15A以下

3.5 設置場所

〒136-0082 東京都江東区新木場二丁目3番8号 三井リンクラボ新木場1(2F)
一般財団法人カーボンニュートラル燃料技術センター
製造プロセス技術部 ペトロリオミクス技術研究室

3.6 作業前準備

- ①本装置設置の30日前までにX線装置設置を届け出ることができるよう、必要書類を提出する。

届出先：亀戸労働基準監督署

- ②工程表を提出する。

提出先：製造プロセス技術部 ペトロリオミクス技術研究室 新井

3.7 納品

- ①開梱
- ②装置設置
- ③装置動作試験
- ④検収運転

3.8 納入期限

2024年12月28日

4. 一般事項

4.1 適用法規、基準、規格

本業務遂行にあたっては、関連する法規、基準、規格等を適用するものとし、売主は本保守に係る法的手続きが必要な場合には、適用法規に規定された手続きを行うものとする。

4.2 検収条件

- (1) 検収は、以下事項を満足している事を、当センターが確認した時をもって完了とする。
 - ①検収試験結果で、塩素標準試料の検出感度があり検量線を作成できること
 - ②当該検量線の相関係数 0.999 以上であること
 - ③以下の書類が提出されていること。
 - ア 作業報告書（検査成績含む）
 - イ 労働基準監督署へのX線装置設置届出に必要な書類
 - ④定量下限が1 ppm 未満であること
- (2) 検収により異常が発見され、その原因が売主の責に起因するものと判断された場合は、売主は速やかに無償で必要な処置を講ずるものとし、さらに当センターの検収を受けなければならない。

4. 3 保証

売主は、検収後12か月以内に故障等が発生し、その原因が製造上不備と認められた場合は、速やかに無償で必要な処置を講ずるものとし、さらに当センターの検収を受けなければならない。

4. 4 その他

- (1) 本仕様書に定めない事項は、別途協議のうえ定めるものとするが、売主はこれまでの経験、実績等を活かし、適切な助言を行い、最良の結果となるよう努めなければならない。
- (2) 納期の遅延が売主の責任範囲内において明らかになった場合は、速やかに当センターに連絡し、別途協議するものとする。
- (3) 設置作業では電源は無償支給するが、それ以外の用役は売主で用意する。
- (4) 売主は、設置作業を開始する7日前迄に所定の「作業申請書」に必要事項を記入して提出する。
- (5) 納入設置に伴い発生する廃材は売主が責任をもって処分すること

以上